

広報しそう「まちかど掲示板」の掲載開始について

平成26年 2 月
宍粟市秘書広報課

■目 的

- ・市民グループ及び市民の相互交流を図り、市民活動の活性化と市民全体のまちづくり活動を推進するため、市民の情報交換コーナー「まちかど掲示板」を設ける。

■内 容

- ・市内で活動する小規模なグループや団体等の行う市民を対象とした事業や、会員募集などを掲載する。（掲載することによって、より効果等が期待できる内容であること）

■申込方法

- ・「まちかど掲示板」掲載申請書と掲載要領兼同意書に必要事項を記入し、市役所秘書広報課または各市民局まちづくり推進課に提出。メール、FAXによる提出も可とする。

■内容の審査

- ・提出書類は秘書広報課で記載内容を確認する。記載内容によっては、提出者に聞き取りを行うことがある。
- ・内容が別記「掲載不可能なもの」と判断できるときは、掲載しない。

■申込期限

- ・希望掲載月（発行日 毎月 15 日）の前月の 15 日まで（例：5 月号であれば 4 月 15 日まで）に申請すること。なお、15 日が土・日曜日や休日の場合は、その前日までとする。

■申込書の記載内容

- ・必要な内容を簡潔に要約し、「まちかど掲示板」原稿記入例を参考に、タイトル、日時、会場、対象者（定員）、費用、申込（問合せ先）名、電話番号（宍粟市内に在住の人に限り）、ホームページ版への掲載の可否を記入。
- ・参加費用が必要な場合は使途を確認し、必要に応じて会則ならびに決算書の提出を求める場合もあり。

■掲載不可能なもの

- 1 営利を目的としたもの（主催者が純益を得るもの、営利行為の PR 活動、職業に密接したもの、謝礼等を得る指導者本人が問い合わせ先のもの等を含む）
- 2 募集対象が報酬を得る内容のもの（有償ボランティアを含む）
- 3 問い合わせ先が市外局番になっているもの（携帯電話可）
- 4 開催場所が市外になっているもの
- 5 政治、宗教に関するもの、公序良俗に反するもの
- 6 申し込み者が有償の専任スタッフを有する団体等によるもの
- 7 同一者または同一団体による複数同時申し込みとなるもの
- 8 金銭的トラブルが生じる恐れのあるもの
- 9 特定の者を対象とするもの
- 10 虚偽の記載や不正申込等が判明した場合
- 11 その他、掲載することが適切でないと認められるもの

■その他

- 1 会員募集や同一内容のものは6か月に1回、開催告知は3か月に1回に限ります
- 2 応募者や参加者に対しては、掲載申込者が責任を持って対応すること
- 3 市または教育委員会と共催しているもの、あるいは後援を申請されているものは、担当課を通じて秘書広報課へ申し込むこと
- 4 申込多数の場合は、①初掲載を優先 ②抽選 で掲載する
- 5 掲載料金は無料とする
- 6 開催で掲載する内容は、広報誌発行月の当月25日から翌月24日までの情報に限る
- 7 広報版「まちかど掲示板」に掲載する内容は、ホームページ版「まちかど掲示板」にも掲載することもできる。掲載を希望する場合は、掲載依頼書の該当箇所にその旨記載すること。なお、ホームページ版の入力は登録フォームに申し込み者が直接入力することもできる。
- 8 掲載内容の募集開始は広報しそう平成26年2月号紙面から、掲載開始は広報しそう平成26年4月号紙面からとする。